

維新百年記念公園キッチンカー出店取扱要項

1 目的

近年、キッチンカーによる飲食販売が拡大し、出店ニーズが高まる中で、維新公園における出店の手続き等を明確化することにより、出店機会の公平性の確保と公園利用者へのサービスの向上を図ることを目的とする。

2 出店内容等

(1) 出店数 2 店舗

(2) 出店場所

メイン駐車場（P1）北側の児童センター遊具前15区画内に限ることとし、1店舗当たり3区画までとする。

当該区域に駐車枠の空きがない場合、他の区域での出店は認めない。

(3) 出店期間

毎年度 4月1日～翌年3月31日（以下の日を除く）

ア 休館日（12月29日から1月3日）

イ 公園管理事務所が指示する日（新型コロナ対策、災害、イベント等）

(4) 営業時間

原則、午前8時30分から午後5時まで（午前6時30分から入場可能）

(5) 販売内容

ア 軽食（焼きそば、たこ焼き、クレープ等）と冷菓（かき氷、ソフトクリーム等）に限る。

イ 飲料については、隣接して自動販売機を設置しているため、酒類も含め販売を認めない。

(6) 出店費用（行為許可料金）

1日につき、1,130円を出店当日毎に支払うこと。

(7) 許可方法

ア 山口県立都市公園条例第3条第1項第1号に基づく公園の利用許可とする。

イ 出店日ごとに、公園内行為許可申請書を提出すること。

ウ 申請に虚偽があった場合や遵守事項を守らない場合は、出店を許可しない場合があること。

3 参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定（契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）に該当しないこと。

(2) 山口県暴力団排除条例（平成22年山口県条例第37号）に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと。

(3) 直近3年間の法人税又は所得税並びに消費税、地方税（都道府県民税、市町村民

- 税、固定資産税・都市計画税）及び地方消費税を滞納していないこと。
- (4) 移動販売車で食品を調理し提供する営業の許可を得ていること。
 - (5) 生産物賠償責任保険（PL 保険）等に参加していること。

4 出店時の遵守事項

(1) ごみ処理

ア 出店時は、必ずごみ箱を移動販売車の直近の見やすい場所に設置し、ごみは全て持ち帰ること。

イ 出店者は、移動販売車及びその周辺を常に清掃にするとともに、駐車場が汚れた場合は原状復旧すること。

(2) その他事項

ア 電源、熱源及び水等の資材は、出店者が持ち込むこと。

イ 販売の際は、利用者が、駐車場車両や歩道者と交錯しない位置に販売口を設置し、安全を確保すること。

ウ 出店による事故や苦情等のトラブルには、責任をもって対応し、その内容を速やかに報告すること。

エ 感染症対策等の衛生管理を徹底し、販売品の安全性を確保すること。

オ 本要項で定めるもののほか、関連法令を遵守すること。

5 申込方法等

(1) 申込期間 毎年度 3月1日から3月15日

(2) 提出方法

申込期限までに、下記の申込書類を、持参、郵送（消印有効）又は電子メールにより、提出すること。

※電子メールによる場合の注意点

証明書等の写しについては、スキャナーで読み取ったデータ、デジタルカメラやスマートフォン等で撮影した写真（画像データ）を添付すること。

《申込書類》

- ①出店申込書（様式1）
- ②税の滞納がないことの証明書
- ③食品営業許可証の写し（保健所が発行したもの）
- ④販売車の車検証の写し
- ⑤運転免許証の写し
- ⑥生産物賠償責任保険（PL 保険）証書の写し
- ⑦メニュー・価格一覧（任意様式）
- ⑧出店希望日届（様式2：別途指示）

6 選定方法

- (1) 申込書等に基づき、参加資格等の要件を審査し、出店者を決定する。
- (2) 出店適合者が3業者以上となった場合は、関係者を招集し、抽選等により決定することとする。

7 施行日 令和5年2月27日

8 提出先・問い合わせ先

維新百年記念公園管理事務所 総務課
〒753-0815 山口市維新公園4丁目1-1
TEL 083-922-2707
電子メール info@ishin100.com